

# 日本国環境省とウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会 との間の廃棄物管理を含む環境協力に関する取決め（仮訳）

日本国環境省とウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会（以下、個別に「側」、両者を合わせて「両者」と言う）は、

環境保護、持続可能な開発、気候変動に関する協力の重要性を認識して、

2022年12月23日に署名された環境保護分野における協力覚書に基づく協力の実施を促進し、円滑に進める必要性を確認して、

協力覚書に基づく協力の実施を通じて、両当事者間の既存の友好関係を強化することを望み、

本取決めがその実施を促進することを認識して、

以下の共通認識に達した。

1. 両者は、以下の協力分野の実施を推進し、円滑に進めることとする。
  - a) 気候変動、大気汚染、水質汚染、廃棄物管理（収集から処分まで）に関する政策、規制、技術、ベスト・プラクティスに関する情報を、政策対話などを通じて交換する。
  - b) 大気汚染改善と温室効果ガス排出削減の両方での相互協力をさらに探求する。
  - c) 気候変動、大気汚染、水質汚染、廃棄物管理などの環境問題に取り組むための官民連携を強化する。
  - d) （パリ協定第6条実施パートナーシップの下での活動を含む）質の高い炭素市場開発のための能力構築を強化する。
2. 本取決めは、法的拘束力を有さず、いかなる法的権利及び義務をも生じさせない。本取決めの内容は、国際法上の両者の法的権利及び義務に影響を与えるものではない。
3. 本取決めに基づく協力は、両者のそれぞれの財源の範囲内で実施される。本取決めは、両者に金銭的または法的義務を課すものではない。
4. 本取決めの実施に際して、両者に生じるいかなる相違も、両者が協議し交渉することにより解決される。

5. 本取決めに基づく協力は、両当事者の代表者が署名した日に開始し、協力覚書の期間中継続する。各側は、終了を意図する日の 6 か月前に相手側に書面にて通知することにより、本取決めに基づく協力をいつでも終了することができる。

2025 年 12 月 日、日本国およびウズベキスタン共和国にて、英語による原本 2 通に署名された。

日本国環境省のために

ウズベキスタン共和国国家エコロジー  
気候変動委員会のために

石原 宏高  
環境大臣

アジズ・アブドゥハキーモフ  
ウズベキスタン共和国大統領環境顧問  
国家エコロジー気候変動委員会委員長